

も数家客署に理由を盾りて許す制に於ては一般住民
は其族並科有制のあり此れを以て地方に内地交通を絶
つ状態を移動を困難に杜絶して、よい斯様に地方であ
る事は内地の方には判りませうとせう
是れは甘んばるべき事であるから、彼等と云ふので各隣組を通じて
一般住民は承知のあらずで済む

HERE!

書 白



DO NOT WRITE HERE!

書 白

前線に在る方々へ

左記の微意を達せしめ、仲係遠方懇懇に候

記

終戦後一ヶ月、騒然たる祖国の状況を想ひ、信へて

送る一筆に上り候

全負戦死の結束も、堅く太平洋の一孤島に陣を敷き

勇戦せる月、其の間戦局急変、祖国との連絡も

一息に絶え、唯心中祖国同胞の安否を念ふのみ

昭和十九年一月十二日 十二時三十分

送附中

後方政府より送附

DO NOT WRITE

此れ一事痛惜の至りに新下所り候
今内地へ通信の機会を得て隊長とて
伊東族一統様、伊東建福を新り々哀悼
の意を表し奉り候

八月五号

敬身

隊長

様

本人住所

MY ADDRESS IS,

昭和二年四月一日

住所ハ

マリヤナ群島から島

REF. BY 42-6-18 1113 1117 1122
1124-6-100-1-25-46

5-10

邦·海·陸

602

死 亡 現 認 (確) 証 明 書

資 料 提 供 者		死 亡 者 の 資 料							区 分	現 留 守 担 当 者	本 籍 地	所 属 部 隊	
死 亡 知 照 方 法	遺 留 品 の 処 理	遺 骨 及 び 遺 骸 の 処 理	死 亡 区 分	発 病 時	傷 病 名	死 亡 場 所	死 亡 日 時	稱 通 有 固				細 部 所 属	地 区 局 面
		遺 骨 及 び 遺 骸 の 処 理				サイパン島	昭和十九年六月十五日	内 容	〃	〃	〃	〃	〃
係 関 の と 者 亡 死								確 度					
隊 部 属 所	所 住 現	昭和十九年三月十五日、サイパン島に上陸し、同島に在る中、六月十五日、同島に在る中、戦死した。死因は、戦死によるものである。死後、遺骨は、サイパン島に在る中、発見された。遺骨は、サイパン島に在る中、発見された。遺骨は、サイパン島に在る中、発見された。							死亡当時の状況及び参考資料	者 当 担 守 留	名 氏		
名 氏 級 階									技 師	続 柄 (母)		年 月 日 生	

裏面記載上の注意を見て書いて下さい (※及び裏面の各欄は記載に及びません又書き方がわからない点がありましたら遠慮なく調査官に聞いて下さい)

元七現証書

元竹報

右の者は竹報の[redacted]部隊で水揚げ
として勤務していたが昭和十九年六月十日頃
フニコニ山で空爆により死したことも
現証[redacted]した。

昭和三十三年四月十七日

元竹報施設部[redacted]

(旧此)

528

一、
本籍地

一、現任所

知重

五十四

生

軍歷

一、昭統元年八月拾五日，德召吳海兵團入隊。

海軍整備兵

昭和八年八月十日 博多海軍航空隊入隊勅

昭烈公在老月所
摩兒爲海軍敏望臨八鎮勤

一 照得八年庚戌月廿三日 峇國金谷二千一百一十壹担

備成イレ入隊

2

昭和十九年九月四日 金谷ヲ軍艦「翔鶴」ニ乗艦

五日 岩國港出港

十日 シンガポール着

四月廿五日 左港出港 (倉庫係)

五月九日 午前九時半頃ヨリ土曜夜

セリア方面ヲ敵奥富

ノ島ヲ襲撃セラル

(註) 倉庫係一名ノ中一名 無事

ノ三救助セラル由ナリ

右ハ億百以東戦友ナリ者ヨリ復員後面接

シテ詳細詳承セラル次第ナリ

外人ヨリハ津見島松屋係以テ音信無し

以上

宣司合 報告

9

現 認 証 明 書

本籍

中

右者は昭和十九年四月サイパン島エヤチ国民学校より年少工員空
航整備工に志願致し受發合格し海軍南東方面空航工廠
(ウ)ニエ部隊に採用當時七二名の年少工を昭和十九年四月上
旬頃年少工第三期生としてサイパン島第一農場アスリート飛
行場の整備工として入隊 部隊長 [redacted] 中將 [redacted] 中尉 [redacted]
[redacted] 下士官の指導を受け勤務中でありました

行 動

昭和十九年四月以降五月まで空航整備工として [redacted] 下士官の
指導を受け勤務中でありましたが昭和十九年六月末厚上陸作戦により
昭和十九年六月十三日頃より敵艦砲射撃がアスリート飛行場に激し
なもので六月十四日夜頃よりアスリート飛行場の後方岳に避難して居りま
したが状況変化により岳々に移動をせしめ岳々よりウエドニール水上基地
の地帯に避難しウエドニール地帯には水源地もあり又軍の機銃もあり駐屯兵
は水上基地の部隊と我々の年少工員六七十名が避難して居りましたが
戦況変化によりバナナールに移動途中敵砲弾破片劇により昭和十九
年六月二十五日頃バナナール地帯において戦死した

私は [redacted] 年少工員採用後より行動と共にあり戦死した場所
も同じく [redacted] ありました

右戦死した事をも現認致します

本籍

現 認 証 明 書
右者は元海軍年少工

元海軍軍人未復員者調査要

登録番号	73	又氏は近元船元名身分	氏名	生年月日	本籍(現住)
留守控当者	額所	氏名	氏名	生年月日	本籍(現住)
	母				

家族の承知されている情況

職名	司政官、船託書記、書記、甲振員技 等手の別を記入して下さい (トラック運搬手)
志願の理由、現地採用又は徴用	現地徴用
採用又は徴用年月日及部隊名 (船員は船名及船主)	昭和18年10月頃 海軍設営隊 [] 部隊 (トラック運搬手)
現外地勤務の部隊名及場所	海軍設営隊 [] 部隊サイパン支部
本人からの最後の手に紙に就いて押記入下さい	差出日附 昭和18年11月頃(日) 部隊符號 () 本州 () 受領年月日 昭和19年1月末頃(日) 檢閲者印 () 本州 () 内容 入居した所待合は送迎を要せず 喜んで文筆に没頭して居ます 送迎屋敷ハロ月バ最後
その他本人に就いて發考になることを書いて下さい	以てありましたら、それを書き明して下されう。 氏名を記入して下さい。
家族並受領の情況と取扱つている経理部を書いて下さい	一、部長から何か通知がありましたか通 ニ、選考者から何か通知がありましたか通 三、其の他のところから何か通知がありましたか通 昭和19年1月石川市長より 留年家族受領をされた者有る。有る。
所在地、乗船名、月日、場	下さい 先がいて

（帰還者の場合は本欄に未帰還者個人に対することと、自分の職としていた部隊の所属を記入して下さい。）

[illegible]

本調査表は以前調査場より、同表調査表には陸軍省とて提出したことが現認有
る。前記の調査表は、前記のとおり、本調査表提出の事実を、

邦

邦

邦

603

李遠之監

陸·海·邦

6034

書 明 証 認 現 亡 死 邦・海・陸

資 料 提 供 者		死 亡 者										死 亡 時 状 況		
死 亡 知 方 注		遺 留 品 処 理	遺 骨 及 び 遺 骸 処 理	元 死 亡 事 由 (傷 病 名)	諸 死 亡 場 所	亡 死 亡 日 時	死 亡 区 分	発 病 場 所	発 病 時 期	区 分	本 籍 地	開 戦 時 の 住 所 (在 留 地)	所 属 (所 轄) 部 隊 又 は 職 名	有 固 有 通 称
現 認 (同行動)			戦況急迫したため処理不能だった。	米軍艦ノ艦砲射撃ニ依ル	南洋サイパン島北村カベラ社神境内	昭和十九年六月三十日午後三時半	※				内 容		サイパン島北村カベラ	五 根
死 亡 者 と の 関 係												所 属 部 隊		
知 人												地 区	※	
所 住 現 所 属 部 隊												局 面	北村カベラ	
葉子製造												種 兵	属	
(名 職) 級 階 名 氏												種 役		
												死 亡 時 状 況 (業 職 名 職 又)	属 氏	
												名 氏		
												年 月 日 生		
												女		

死亡当時の状況及び参考資料
 サイパン支庁警務課は防衛本部であり警防本
 防りに六月十一日大空襲以来本支員の大勢が一散
 邦人老人や婦女子等の避難誘導に當り初め
 タグボーチ方面に避難したガウラウラウより
 上陸した米軍戦車隊の砲撃を恐れろため次々
 と後退し泉ス方面に退き北村方面に移動した
 六月二十七日に合三十九日カベラ社神境内に
 止るが六月三十日米軍艦の艦砲射撃に
 受けて不遇に死す。君遂に此所に於て戦死
 最後となつた。数箇所に入負傷出血甚かく
 一時間位は死した。其の後急いで助け世に
 移す。然るに死した。尚此所が大多数の
 死と有が有りす。

21763

死没者調書

本籍地	現住所	所屬部隊	入國年月	官等級	姓名	生年月日	内地渡海出發年月日	戦地到着年月日	勤務ノ概要	行方不明ト云々年月日	日及ヒ當時ノ状況
	右 田口	四二警 陸部隊	昭和九年五月一日	一水			昭和九年四月十五日横濱出港	昭和九年五月二十日横濱上陸	カキハシ警備隊勤務		
			役種 要務兵								
			兵種 歩兵								
			入籍番号								

死病(受傷)年月日

昭和九年七月廿六日

病名(受傷部位)

左腰部彈片創

死病(受傷)又ハ

昭和九年七月廿六日夜間作業中二日午前二時頃

戦没時ノ状況

敵砲射撃ヲ受ケ左腰部に彈片創ヲ受ケ

死年月日時刻及場所

二日午後頃サハパン野戦病院江テ戦死ス

右申告ス

昭和九年一月十日

申 本籍地

歸郷先

左同ジ

告 所屬部隊

四一警隊

官等級

海軍一等水兵

着 氏名

電報符又ハ

入籍番号

6038

21-88

死後奉調書

782

建國路通衢通海
 因匪之亂，首五日
 三子請進河堤海面度
 前此之戰，子意見
 得云，願死，雖有十二
 天之恩，亦不
 本行，昭彰，事者
 解是時，於於能理
 於多事，三子，情
 情，可令，地，大，能
 日，既，死，也
 是，此，二，子，者，數，地，也
 清，若

本籍地	[Redacted]
現在所	[Redacted]
所屬部隊	第四十六警備隊
官等級	大尉
氏名	[Redacted]
生年月日	昭和九年五月六日
死年月日	昭和十九年七月六日
勤務概況	昭和十九年七月六日，於[Redacted]，執行職務時，不幸殉職。
死時狀況	昭和十九年七月六日，於[Redacted]，執行職務時，不幸殉職。
死時場所	昭和十九年七月六日，於[Redacted]，執行職務時，不幸殉職。
右申告人	昭和十九年五月十七日

本籍地	[Redacted]
現在所	[Redacted]
所屬部隊	第四十六警備隊
官等級	大尉
氏名	[Redacted]
入籍	[Redacted]

一、本調書(即本死後奉調書)係由死者之遺屬或親友等提出，經本隊調查屬實後，由本隊簽發之。
 二、本調書係由死者之遺屬或親友等提出，經本隊調查屬實後，由本隊簽發之。
 三、本調書係由死者之遺屬或親友等提出，經本隊調查屬實後，由本隊簽發之。
 四、本調書係由死者之遺屬或親友等提出，經本隊調查屬實後，由本隊簽發之。
 五、本調書係由死者之遺屬或親友等提出，經本隊調查屬實後，由本隊簽發之。
 六、本調書係由死者之遺屬或親友等提出，經本隊調查屬實後，由本隊簽發之。
 七、本調書係由死者之遺屬或親友等提出，經本隊調查屬實後，由本隊簽發之。
 八、本調書係由死者之遺屬或親友等提出，經本隊調查屬實後，由本隊簽發之。
 九、本調書係由死者之遺屬或親友等提出，經本隊調查屬實後，由本隊簽發之。
 十、本調書係由死者之遺屬或親友等提出，經本隊調查屬實後，由本隊簽發之。

6039

28902

戦死現認証明書

昭和十九年七月一日 南洋サイパン島北ガラパン町ポトリ
コ山の岩壁に日本の軍人軍属及び附近の在留邦人
約一万八千人位が籠城战斗中、[]が艦砲射撃
に依つて乳と乳の間 約七寸位打抜かれているのを発見(午後
三時頃 当時負傷箇所より 呼吸をしていましたが
五時過戦死いたしました。妻の [] 及び [] の父
(七月四日戦死) [] の母と私四人で死体に火をかぶせ、其の
右攻衛が益々激しくなつたため 私達は岩の北端に逃げ
上りました [] の戦死確認には相違なき事
を証明いたします

[] と [] の夫婦媒介者の為 最古を
見とげた次第です

右 [] の戦死確認証明いたします

昭和三十三年十二月三十一日

鹿兒島県

証明者の氏名

現住所

本籍

右

同

当時の住所 昭和十九年七月